

令和7年第8回平取町議会定例会（開 会 午前 9時30分）

高山議長

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は9名であり、定足数に達していますので会議は成立します。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則122条の規定により、2番中川議員と3番松澤議員を指名いたします。

日程第2、議案第1号、教育委員の任命についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第1号、教育委員の任命について。平取町教育委員会委員に次の方を任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。住所、沙流郡平取町字荷葉40番地7、氏名、小林明美氏、生年月日は昭和35年3月5日で65歳であります。次のページをお開きください。昭和57年3月に北海道大学医学部附属臨床検査技師学校を卒業されまして、昭和57年4月から、検査部臨床検査技師として昭和62年4月まで、市立札幌病院に勤められております。公職歴は記載のとおりでございまして、平取町社会教育委員、平取町立小学校学校評議員、平取町生涯学習委員会委員、平取町総合振興計画審議会委員、令和3年4月からは、行政相談員も務められております。平成21年10月28日からは平取町教育委員会委員も4期務められておりまして、このたび再度任命をさせていただくものでございます。小林氏は人格高潔で教育、学術及び文化に関し見識を有しておりまして、教育委員会制度にも深い理解を示していただいております。適任者と判断しておりますので、ご同意についてご審議のほどお願い申し上げます。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、任命同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第2、議案第1号、教育委員の任命については、原案のとおり可決しました。

日程第3、議案第2号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第2号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきますので、3ページをご覧ください。改正理由は、

令和 6 年 5 月に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されました。これは男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置を拡充することとされ、令和 7 年 1 0 月 1 日より適用されることから、条例を改正し、所要の規定整備を行う必要が生じたことによるものです。改正内容については新旧対照表でご説明させていただきます。6 ページをお開きください。第 1 5 条は職員及び配偶者が妊娠、出産等についての申し出をした職員等に対し、次の措置を講じなければならないとし、第 1 号で仕事と育児の両立支援制度又は措置の事項を知らせること、第 2 号で制度利用に係る意向の確認を行うこと、第 3 号で子の心身の状況又は職員の家庭の状況に起因して出生後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認を行うこと、となっております。第 2 項では 3 歳に満たない子を養育する職員に対し、次の措置を講じなければならないとし、第 1 号で仕事と育児の両立支援制度又は措置の事項を知らせること、第 2 号で制度利用に係る意向確認を行うこと、第 3 号で子の心身の状況又は職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認を行うこと、とされ、第 3 項で、任命権者は第 1 項の第 3 号及び第 2 項の第 3 号の意向を確認した事項の取り扱いにあたっては、その意向に配慮しなければならないと規定しております。第 1 4 条の 3 は第 1 6 条とし、以降それぞれ 2 条ずつ繰り下げたものです。4 ページをご覧ください。附則となりますが、この条例は令和 7 年 1 0 月 1 日から施行となりますが、次のページに記載の経過措置、改正後の第 1 5 条第 2 項に記載された事項は施行日前においても措置を講じることができるものとします。以上、議案第 2 号のご説明とさせていただきますのでご審議のほどお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第 3、議案第 2 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第 4、議案第 3 号、平取町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号、平取町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきますので、9ページをご覧ください。改正理由については、令和6年5月に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことを受け、地方公務員の部分休業制度を拡充する地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、令和7年10月1日より施行されることとされたため、条例を改正し、所要の規定整備を行う必要が生じたことによります。改正内容については新旧対照表でご説明させていただきますので、12ページをお開きください。第18条第2号の1行目の「日数」の後ろの文言が削除となり、最終行の「除く。」の後に「次条において同じ」の文言が追加となります。第19条第1項については、これまでは部分休業を取得できる時間帯が勤務の始めと終わりのみでしたが、「始め又は終わり」の文言を削除することで、どの時間帯でも取得可能となるよう改正されたこと、また、育児休業法第19条第2項に第2号が追加されたことに伴い、これまで1日2時間以下の範囲で取得できた部分休業を第1号部分休業と称することへと改められております。13ページをご覧ください。第19条の2から第19条の5までの規定が追加となっておりますが、19条の2は時間に端数がある場合の承認時間の規定、19条の3は1年の期間を4月から3月までとしたこと、19条の4は、部分休業の取得パターンをこれまでの1日2時間のパターンに加え、1日に勤務する時間の10日相当の時間まで取得できるとするパターン、例えば常勤職員であれば7時間45分の10日分、77時間30分までと1日2時間を超えないで取得できるものとなりますが、その二つのパターンからどちらかを選択できる制度として加わっております。19条の5は、ただいま申し上げた2パターンの一つを選択したものの、特別の事情により取得パターンを変更する場合の、特別の事情を配偶者の入院又は別居、その他として定めたものです。11ページをお開きください。附則となりますが、条例の施行日は、令和7年10月1日からです。このため、令和7年度において制度利用できる時間数等は半分となることを第2条の経過措置で定めています。以上、議案第3号についてご説明させていただきましたので、ご審議のほどお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第4、議案第3号、平取町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第4号、平取町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第4号、平取町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきますので15ページをご覧ください。改正理由については、これまでは平取町に住所を有しない住民登録外者、いわゆる住登外者に係る宛名番号は、税や医療、住基などそれぞれの行政システムで個別に管理しており、一意に特定することが困難であったため、重複や誤りが発生するなど、庁内情報連携に支障が生じる場合があります。令和7年度実施の地方公共団体情報システムの標準化に伴い、マイナンバーを活用し一元的に登録・管理を行う住登外者宛名番号管理機能が共通機能として設けられることとなりましたが、国より、この機能を扱う事務についてはマイナンバーの独自利用を行う事務等として条例に定める必要があるとの見解が示されたことから、本条例の改正をしようとするものです。改正内容については新旧対照表でご説明させていただきますので、18ページをお開きください。第4条第4項で福祉、保健、医療、地方税、防災などの住登外者管理に個人番号を利用できるとし、別表第1に4を追加し、住登外者宛名番号管理機能を利用できることとし、別表第2の各項目の特定個人情報欄にそれぞれ住登外宛名情報であって規則で定めるものの文言を追加しております。17ページに施行日を記載しておりますが、施行日は公布の日からとします。以上、議案第4号のご説明とさせていただきますのでご審議のほどお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第5、議案第4号、平取町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第 6、議案第 5 号、平取町景観づくり条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

それでは、議案第 5 号、平取町景観づくり条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、議案書の 21 ページをご覧ください。平取町景観づくり条例の一部を改正する条例を次のとおり定めようとするものです。改正理由につきましては、現行の条例において、景観法により景観行政団体の条例に委ねられている条項などが、北海道及び他の景観行政団体に比べ詳細でない部分があることから、現在、平取町景観審議会で協議されている景観計画の変更及び変更後の運用において支障がないよう改正しようとするものです。それでは、改正内容について新旧対照表によりご説明いたしますので、議案書の 26 ページをお開きください。目次部分につきましては、第 3 章を削除し、以降の各章を 1 章ずつ繰り上げる変更となっております。景観形成の取組における指定景観計画区域の取り決めに削除したための変更となるものです。次に、第 1 条から平取町みどり豊かな環境保全条例による環境保全と相まっての文言を削除しております。次に、26 ページ下段、重点区域について規定する条文を第 8 条として加え、以降、第 9 条から第 12 条まで、1 つずつ条を繰り下げています。27 ページをお開きください。中段第 2 章の見出し、景観法による届出行為を景観法に基づく行為の制限等に変更しております。第 2 章に、第 13 条事前協議に関する取り決めに加え、第 12 条届出を要する行為は第 14 条に繰り下げ、新たに第 3 号、第 4 号を設けて、土地の形質変更、物件の堆積に関して規定をしています。28 ページをお開きください。第 15 条に繰り下げの届出の適用除外行為は、第 1 号で新たに別表を設け詳細に規定しております。第 2 号、第 3 号は公の計画、法律に規定されている施業等を除外する規定となっております。第 16 条、特定届出対象行為については、景観行政団体が条例で定めることとなっておりますので、対象行為を記載のとおり定義しております。第 17 条では前条に規定する届出行為に対し、必要に応じ指導または助言ができるよう定めております。29 ページをお開きください。第 18 条、勧告及び変更命令の手続については、景観法に規定する勧告及び変更命令を、景観行政団体の長として町長が実行しようとする場合には、景観審議会の意見を聞くことを定めております。また現行の第 3 章、指定景観計画区域の規定を削除しております。31 ページをお開きください。第 3 章が削られましたので、登録及び認定は第 3 章に繰り上がっています。以降の章立てにつきましては、1 章ずつ繰り上がっております。第 3 章は文言整理と条の繰り上がり以外に特に変更はありません。第 4 章は条の繰り上がり以外、特に変更はありません。32 ページをお開きください。第 5 章景観重要建造物等及び第 6 章表彰、助成等についても、文言整理と条の繰り上がり以外、特に変更はありません。33 ページをお開きください。第 7 章審議会については、第 32 条所掌事項に町長への答申を明文化し、所掌事項第 1 号から第 4 号までに整理しています。第 8 章雑則

の変更は記載のとおりです。３４ページから３６ページは、第１５条に規定する届出の適用除外について別表となります。景観計画区域、重点区域に分けてそれぞれ規定をしています。２５ページをお開きください。最後に附則として公布の日から施行することとしております。以上ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。６番崎廣議員。

６番
崎廣議員

６番崎廣であります。議案第５号平取町景観づくり条例の一部を改正する条例について、この議案につきましては２回の常任委員会で説明を聞いており、議論してきておりますので、本会議では委員会の議論で確認されたことについて、簡単にお聞きしたいと思います。最初に今回の条例改正におきまして、太陽光発電施設の建設にあたり、民有地において、いわゆるガイドラインでパネルが見えないように遮蔽するなど、規制が強化されるという認識でよろしいか伺いたいと思います。

高山議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

お答え申し上げます。特にこの条例改正において、太陽光の民地における規制を強めるという条文は一切ないというふうに認識をしております。常任委員会で説明したとおり、太陽光について規制する部分については、景観計画の中に太陽光のガイドラインのひも付けがあるという部分のみになるというふうに認識しておりますので、ご理解いただければと思います。

高山議長

６番崎廣議員。

６番
崎廣議員

議会の常任委員会では、今のような答弁でなかったと思うんですけども、ひも付けがされるので規制は一定程度強化をされるという答弁だったと思うんですけども、そこは、本会議になって変わってるんですかね。その部分だけもう一度確認をします。

高山議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

常任委員会での答弁について自分の認識としてはですね、この条例改正が計画の変更及び太陽光のガイドラインと関係があるのかっていうふうに聞かれたという認識です。当然、条例の改正については、すべからくここに関連をしてくるということでお答えをしたつもりなんですけど、特に条例において見ていただければ分かるんですけど、太陽光っていうような文言は特に出てきませんので、

直接、民地における太陽光建設について、この条例改正が関わっているっていうことになる、話は違ってくるのかなと考えております。もっと言うのですね、例えば太陽光について規制が強まろうが強まるまいが、この条例改正はこのタイミングですることが妥当だというふうに考えております。以上です。

高山議長

6番、崎廣議員。

6番
崎廣議員

3回目ですんで。委員会で、2回の委員会でこの部分はかなり議論をしてきたと思うんですけども、その時にはそのような答弁じゃなかったと思うんですよね。ひも付けがされることによって、規制はある程度強化がされる、指導、助言というところがあるのかもしれませんが、規制が強化されるという私は認識をしていました。ですからかなりの多くの時間を遮って議論をしてきたつもりなんですけども、本会議において、それはそうじゃなかったというのは、これはいかがかなと思うんですけども、この条例においてひも付けされる、ひも付けされる太陽光のガイドラインが、によって規制は強化されるという認識でよろしいかというのを、2回の委員会で私は確認をして、そのとおりですという回答を得てるんですけども、その部分は違うと本会議で直すということですかね。

高山議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

お答えします。太陽光のガイドラインの規制の強弱と、それにひも付けられる景観計画の変更、これで当然、その部分は変わってくるっていうことです。この条例の建て付けにより変わるっていうことではないっていうふうに認識をいただければと思います。提案理由で申し上げたとおり、この改正理由につきましては、現行の条例においてですね、他の北海道や他の景観行政団体と比べて詳細じゃない部分を詳細にしたということだというふうに認識をいただければというふうに思います。以上です。

高山議長

ほか、質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。はい。

6番、崎廣議員。

6番
崎廣議員

6番崎廣でございます。若干今の議論で不満な点は残るんですけども、2回の常任委員会で議論してきておりますから、それに基づいて発言をさせてもらいたいと思います。議案第5号、平取町景観づくり条例の一部を改正する条例につきましては、反対の立場から討論させていただきたいと思います。本議案は8月27日の総務文教常任委員会並びに9月12日の総務文教・産業厚生常任

委員会において、委員皆さんによる活発な議論が交わされたと思います。私自身も積極的に議論に参加をし、条例の主旨や改正の背景について理解を深めようと努めてまいりましたが、残念ながら納得のいく答弁を得るには至りませんでした。今回の改正案は景観の保全を目的とするものであり、その理念については一定の理解を示すものの、しかしながら私が反対する主たる理由は、条例の内容そのものではなく、その提案に至るまでの手続の在り方にあります。本改正案には、民有地に係る、民有地に対する一定の規制が含まれていると理解をしております。こうした規制を新たに設ける場合、当然ながら町民の理解と納得が不可欠だと思います。にもかかわらず、今回の提案に先立って町民への十分な説明や意見聴取の機会が設けられていない点は看過できない問題であると考えます。私は町民説明を先に行い、そのうえで議案として提案されるのが民主的かつ適切な手続きであるというふうに考えます。町民の理解と協力なくして良好な景観づくりは成り立たないというふうに考えます。以上の理由から、私は本議案に対し反対をしたいと思います。

高山議長

ほか、賛成討論の方ありますか。2番、中川議員。

2番
中川議員

はい。2番中川です。私としてはこの条例改正に賛成の立場であります。これに関してはですね、私農業者でありますけども、令和3年、令和4年にですね、平取町、一斉に畑地化というものを各農家がそれに賛同してやってる方がおります。これが畑地化支援金ということで5年間、反2万円ずつもらうんですけど、もらえるんですけども、実際にあと1、2年でこの5年間という数字が終わってまいります。その時の状況を考えた場合、各民間、農家の方々は、どのように考えてるのかわかりませんが、農地を維持していただけるならいいんですけども、それ以外の考えの方もおられるのではないかと私は考えております。それでですね、やっぱりそういう景観に関してはですね、中山間地や山の麓も中山間地でありますけども、そこがやっぱり一番不安なところがございます。そこは景観に関して、釧路のようなああいうことがないような形でね、今、この条例を早めに作っておかなければ、そういう立場、そういうことにもなりかねないということで、今回はこの条例に関しては賛成の立場で言わせていただきます。以上です。

高山議長

ほかに討論ありませんか。8番、千葉議員。

8番
千葉議員

8番千葉です。様々なご意見がある今回の条例改正だと思うんですけども、条例改正そのものについては、やはり賛成の立場から討論を申し上げたいと思います。やはり平取町がこの地域における、町特有のですね、やはり良好な景観をやっぱり保っていくため、それから、将来にわたってですね、やはり平取町がどういうことで景観を守っていくのかという立場から考えましたら、やはり

平取町の景観審議会の設置もあることですし、まだまだ、改正に当たってはこれからまた付け加えていく部分とかもあると思いますけども、取りあえず、やはり今回の立場で意見を言わしてもらおうと、条例改正そのものは反対すべきでないという立場で賛成討論としたいと思います。以上です。

高山議長

ほか、討論ありませんか。

(討論なしの声)

それではなければこれで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第5号、平取町景観づくり条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第6号、平取町生活支援ハウス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第6号、平取町生活支援ハウス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。37ページをご覧ください。本条例改正の提案につきましては、地方自治法第96条の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。改正の理由につきましては、これまで生活支援ハウスきずなの管理運営を指定管理者に委ねてまいりましたが、令和7年10月から直営により管理運営を行うこととしたことに伴い、必要な規定整備を行うものでございます。具体的な改正部分につきましては、新旧対照表にて説明させていただきますので、39ページをご覧ください。右が現行、左側が改正案としてございます。まず、第10条の第2項の条文を削除でございます。これは、入居者が払う利用料は指定管理者の収入としていた規定を削除することで、町の収入へと整理するものでございます。次に第12条については、生活支援ハウスの管理を指定管理者に行わせるとしていた規定を、町長が直接行うことを基本としつつ、必要がある場合には、その全部又は一部を委託できるとして整理するものでございます。これによって、直営を基本としつつ、柔軟な運営体制を確保できるようにするものでございます。次に第13条については、指定管理者が行う業務内容の規定を改めるものでございます。これは前条の規定によって、町長が管理及び運営を委託する場合に、受託者が担う業務として整理するものでございます。議案を38ページ目にお戻りください。附則としましては、条例の施行期日を令和7年10月1日と定めております。以上で議案第6号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番

千葉議員。

8 番
千葉議員

8 番千葉です。今回、以前運営してた法人のほうから撤退という形で、町は引き継いでいくという形をとったわけですが、まず 1 点目にちょっと伺いたいのは、このような状況で、かなり以前の管理者は結構苦しんでたというんですか、運営に対してやっぱり人の問題とかもあったと思うんですけども、町のほうに話が来て、来てというか来る以前に、町のほうとしては元の運営してた法人のほうと、何ていうかな、経過を含めたその話し合いというのは随時なされてたものなのかっていうのが一つ聞きたいのが 1 点と、それとこの生活支援ハウス、捉え方としては貫気別に今現在あるやすらぎ荘と同じような形でずっと町の運営で、これからも未来永劫にわたっていくお考えなのか、あるいは、機会があれば、また指定管理を受けてくれるような、指定管理外しちゃったわけですが、方向転換するような考えがあるのか、その辺の考え方も伺っておきたいというふうに思います。

高山議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

はい、お答えいたします。まず 1 点目の指定管理者から、これまでの経過について相談等あったのかという質問ですが、昨年の年末ぐらいから指定管理者のほうから、人員体制について非常に厳しくなっているという経過で、電話もしくはメールでのやりとりがあった経緯がございます。本格的には今年に入って、具体的に 3 月末でそこで雇われてる方が 2 名退職するというのが決定して、そこが決定的になって運営が難しくなったという形になったこととでございます。以上です。失礼しました、もう 1 点。2 点目ですね、ハウスの貫気別のやすらぎ等も含めたこれからの運営の見込みということなんですけれども、まず、この生活支援ハウスにつきましては、高齢者の方々が安心して地域で暮らし続けられるよう、日常生活の支援を提供する重要な施設でございます。今回、やむを得ず町により直営運営と移行となりましたが、当面は安定した体制で運営を継続することを目的に、利用者の安心を確保していきたいと考えてございます。そのため今後の施設の在り方については、利用状況や地域の高齢者ニーズの変化とか、あるいは介護サービスとの連携状況も踏まえながら、持続可能な運営の方策や機能の見直しも含めて、あるいは委託先があるかどうかも含めまして今後慎重に検討してまいりたいと考えてございます。以上です。

高山議長

ほかに質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第7、議案第6号、平取町生活支援ハウス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第7号、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第7号、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更についてご説明させていただきますので、40ページ及び41ページをご覧ください。改正理由は、令和7年3月31日付で、江差町・上ノ国町学校給食組合が解散し、組合から脱退したため、同組合を削る内容となります。改正理由につきましては、議案第8号、議案第9号についても同様の理由となりますことを申し添えます。施行日につきましては総務大臣の許可の日からとなります。以上、議案第7号のご説明とさせていただきます。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第8、議案第7号、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更については、原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第8号、北海道市町村総合事務組合理約の一部変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第8号、北海道市町村総合事務組合理約の一部変更についてご説明させていただきますので、42ページ、43ページとなりますが、43ページをご覧ください。内容としましては、江差町・上ノ国町学校給食組合の文言を削る内容となっております。施行日は北海道知事の許可の日からとなります。以上、議案第8号のご説明とさせていただきます。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第 9、議案第 8 号、北海道市町村総合事務組合規約の一部変更については、原案のとおり可決しました。

日程第 10、議案第 9 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第 9 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更についてご説明させていただきますので、44 ページ、45 ページの 45 ページのところをご覧いただきたいと思います。内容としましては、江差町・上ノ国町学校給食組合を削る内容となっております。施行日は総務大臣の許可の日からとなります。以上、議案第 9 号のご説明とさせていただきます。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第 10、議案第 9 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更については、原案のとおり可決いたしました。それでは休憩します。10 時 25 分まで休憩としていたします。

(休 憩 午前 10 時 15 分)

(再 開 午前 10 時 25 分)

高山議長

それでは再開いたします。

日程第 11、報告第 1 号、専決処分報告についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第 1 号についてご説明いたしますので、88 ページをお開きください。令和 7 年度平取町一般会計補正予算について別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し承認を求めるものです。89 ペ

ージをご覧ください。令和7年度平取町一般会計補正予算第5号は、9月1日、低気圧及び前線の影響による豪雨により発生した災害についてその復旧に緊急を要するものを、またびらとり温泉ゆからの温泉水ろ過機の不具合が発生し交換に急を要することとなったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。90ページをご覧ください。令和7年度平取町一般会計補正予算第5号は次に定めるところによるものとします。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ4,154万3,000円を追加し、予算の総額を75億8,078万1,000円とし、款項の区分と金額は第1表に記載しております。また、地方債の変更は第2表地方債補正によります。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、95ページをお開き願います。3款1項4目福祉施設費、10節需用費、修繕料1,697万3,000円の追加です。これはびらとり温泉ゆからが開業より11年が経過し、浴槽水をろ過する、ろ過機の機能低下が顕著となり、このままでは営業に支障が生じることから、早急に機器交換するための修繕料となります。全6機のろ過機のうち、温泉水を使用する男性大浴槽、女性大浴槽、露天風呂の3機に不具合が発生し、交換が必要となったものです。財源は全額一般財源となります。下段、10款1項公共土木施設災害復旧費、1目現年発生災害復旧費2,290万円の追加です。10節需用費、修繕料220万円の追加ですが、これは応急的対応が必要なものとして、道路12か所210万円、河川1か所10万円を計上しております。12節委託料700万円の追加です。これは被害の大きかった町道川向紫雲古津線の災害復旧について、公共災害に申請するための調査設計委託料を計上しております。14節工事請負費1,370万円の追加です。これは早期復旧を実施するための工事費ですが、道路21か所1,210万円、河川3か所160万円を計上しております。財源は災害復旧債2,070万円を充当し、残額220万円が一般財源となります。96ページをお開き願います。10款2項農林水産業施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、10節需用費、修繕料167万円の追加です。排水路3か所の応急的復旧として浚渫を実施するための補正となります。財源は災害復旧債160万円を充当し、残額7万円が一般財源となります。歳出については以上です。次に、歳入についてご説明いたしますので、94ページをお開きください。上段、20款1項1目1節繰越金についてです。これは歳出の補正額から特定財源を差し引いた一般財源合計額1,924万3,000円を繰越金に求めるものです。下段、22款1項9目災害復旧債2,230万円の追加です。1節公共土木施設災害復旧事業債2,070万円の追加ですが、これは歳出、現年発生災害復旧費でご説明申し上げました委託料700万円を補助災害復旧事業債として、14節工事請負費の補正額全額1,370万円を単独災害復旧債として起債しようとするものです。2節農林水産業施設災害復旧事業債160万円の追加です。これは歳出、農業施設災害復旧費でご説明申し上げました修繕料に単独災害復旧事業債を起債しようとするものです。事項別明細書のご説明については以上となり

ます。続いて第2表、地方債補正についてご説明させていただきますので、92ページをお開きください。災害復旧事業については、本補正により限度額を2,230万円とし、限度額の合計としては補正前5億3,230万円のところ、補正後は5億5,460万円となります。97ページには地方債現在高に関する調書を添付しており、本補正額を反映した現在高を記載しておりますので、後ほどお読み取り願います。以上、報告第1号のご説明をさせていただきましたので、ご承認くださいますよう、お願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

6番崎廣です。すいません、聞いてたつもりなんですけども、95ページ、現年災の部分なんですけども工事費、道路が21か所、河川が3か所、先日説明受けたのが河川が11か所、道路が30か所、橋梁が4か所の45か所の説明は受けてはいるんですけども、この箇所数が何か変更にはならないですね。行政報告で受けた説明の箇所数が間違いないんですよね。この後の追加含めて出てくる部分で足すと問題なく合致するのか、それとも最終的にこれ変更になるのか教えてください。

高山議長

建設水道課長。

建設水道
課長

はい。お答えさせていただきます。箇所数につきましては行政報告させていただいた件数、これがこれは間違いございませんし、今回の説明させていただいている工事請負費の箇所数についてはこのとおりでございますが、修繕料の中に、路線と河川が入っておりますので、ちょっと今回こちらに表記されていないところで箇所数が相違あるように見えますけれども、農業の部分も、箇所数に入っておりますことから、ちょっと、相違があるように見えますけれども間違いございません。

高山議長

8番千葉議員。

8番
千葉議員

8番千葉です。95ページの3款1項4目10節の需用費についてちょっと伺っておきたいと思います。今日資料渡されまして、ろ過機の関係なんですけど、温泉の。実は温泉がオープンしまして、今、何年ですかね、正確な年月がちょっと記憶というか、捉えてないんですけども。このろ過機の耐用年数、今回不具合が生じていたということで、去年の6月ぐらいから何かちょっと経過の報告あるんですけども、この機械そのものの平均的な耐用年数っていうんですか、設置してから何年間ぐらい順当にいけば稼働できる機械なのか。それとこの機械が今回交換することに対して何も反対する何ものもないんですけども、結構

金額的にやっぱり1,386万円ということで計上されてますけども、その辺の何ていうのかな機械メーカーというか設置した業者含めて、今回ちょっと早いかな、あるいは平均的な耐用年数で交換になるのかなっていうその辺のやりとりがもしあったら、中身をお聞かせください。

高山議長

観光商工課長。

観光商工
課長

ただいまの質問にお答えさせていただきます。びらとり温泉ゆからにつきましては、今年で開業して11年目を迎えることになってございまして、ろ過機の部分につきましては、おおむね10年から15年の間には取り替えるべき機器ということになっておりまして、当初かなりの高額になるということもございまして、ろ過機自体の見積りも1年半ほど前にとっていたものもございましたけれども、実際、ちょっとですね、同じアンビックスグループのところにご相談した際にろ過の砂を取り替えるだけでも結構もちますよ、ということで実績があるということがありましたので、当初ろ過の砂を取り替える修繕をさせていただいたところでございますけれども、実際平取のゆからの温泉の泉質がですね、カルシウム分が多いということで、実際ろ過機は全部で6基あるんですけども、温泉水を使ってないろ過機については、濾材の砂を取り替えるだけで、今も十分機能しているということで、3基分についてはまだまだもつかないという。ただ温泉水を使用する男性の浴槽と女性の浴槽、それから露天風呂については、ろ過機自体が、やはり劣化してくるということと、温泉の成分が固まりやすいというカルシウム分が多いということがございましたので、そういったところで今回のろ過機3機が、温泉水を通すろ過機のみが不具合を起こしたということで、今回急を要する交換が必要になったという経緯でございます。以上です。

高山議長

ほか。崎廣議員。

6 番
崎廣議員

すいません。さっきと同じところなんですけども、違うな。96ページで農業施設災害復旧費が計上されてますけども、行政報告では、農業被害、農業施設の被害は上がってなかったんですけども、これは、どんな意味合いなんですかね。土木のやつがこちらで計上されているのか、それとも何か違うカウントの仕方があったのか、教えてください。

高山議長

産業課長。

産業課長

はい。ただいまのご質問にお答えしたいと思います。こちらのほうですね、農業施設というのでいきますと、農業排水路ですね、排水路に沢からの土砂が流入しまして、排水路が土砂で埋設したということで、今回、専決処分で上げさ

せていただいているんですけど、この関係今、行政報告で報告をさせていただいたこの被害の状況でいきますと、振興局のほうに報告する際に、道単独復旧債の考え方でいくと農業施設の場合、起債でいきますと65パーセントになると。ただ、河川のほうで考えると100パーセントになるということで、これまでもそうなんですが、そういう考え方の中でこちらの土木のほうに、施設のいきますと今回3か所ですね、3か所上のほうに含まれてます。

高山議長

ほか。6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

すいません、わかりました。それは科目が農業施設のほうで、もう問題ないということですか。

高山議長

産業課長。

産業課長

はい。沢がかりという部分の中で、うちのほうでも整理をさせていただいております。

高山議長

ほか。5番金谷議員。

5番
金谷議員

5番金谷です。95ページの10款の災害復旧費でございしますが、14節の河川の3か所、これはちょっと場所を教えてくださいなんですが。

高山議長

ほか質疑ありませんか。今、建設水道課長。

建設水道
課長

はい。お待たせしました。お答えさせていただきます。河川3か所につきましては、紫雲古津のタップコサラ川、それから荷葉の赤石の沢、それから、貫気別、こちら荷負本村の向かいになるんですけども、カンケイタスイ川の3区3河川ということでございます。

高山議長

ほか、質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了し、採決を行います。本案について、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第11、報告第1号、専決処分報告については、承認することに決定しました。

日程第 12、議案第 10 号、令和 7 年度平取町一般会計補正予算第 6 号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第 10 号につきまして、ご説明いたしますので、46 ページをお開きください。令和 7 年度平取町一般会計補正予算第 6 号は次に定めるところによるものとします。第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算にそれぞれ 4,497 万 6,000 円を追加し、予算の総額を 76 億 2,575 万 7,000 円とし、款項の区分と金額は第 1 表に記載しております。また、地方債の変更は第 2 表、地方債補正によります。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、57 ページをお開き願います。2 款 1 項 1 目一般管理費 367 万 9,000 円の追加です。これは 1 節報酬から 4 節共済費まで及び 8 節旅費については、振内の生活支援ハウスきずなの運営方式が指定管理から直営に変更することに伴う、管理人等の人件費等に係る補正となります。1 節報酬 155 万 6,000 円及び 8 節旅費 9 万 5,000 円の追加ですが、これはパートタイム会計年度任用職員の報酬と通勤手当にあたる費用弁償を計上したものです。各人ともに、勤務可能な時間や日数が比較的短い希望であるため 3 名を雇用し、シフト体制をとろうとするものです。2 節給料 116 万 9,000 円、3 節職員手当、期末勤勉手当合わせて 31 万 8,000 円、4 節共済費、社会保険料と雇用保険料合わせて 24 万 1,000 円の追加で、これはフルタイム会計年度任用職員 1 名分をそれぞれ計上したものです。7 節報償費 30 万円の追加ですが、これは本年 1 月にイタリアトリノで開催された冬季ワールドユニバーシティゲームズにおいて、当町の藤谷瞭至選手がスノーボードビッグエアの部において見事優勝されたことに伴い、平取町表彰条例に基づく栄誉賞の対象となることから、その副賞としての報償費を計上したものです。財源については、生活支援ハウスについては利用料収入がありますが、これは後ほど説明させていただく老人福祉費における補正に充当しておりますので、本科目においては全額一般財源に計上しております。58 ページをお開きください。上段、2 款 1 項 9 目企画費 2,930 万 4,000 円の追加です。11 節役務費、手数料 779 万円の追加ですが、これは光ケーブル等の情報通信基盤施設を添架させていただいている北電及び N T T の電柱の建て替えによる移転のための費用を補正しようとするものですが、本年は特に岩知志における太陽光パネル建設事業の実施に伴う電柱工事が 484 万 7,000 円と、補正額の 3 分の 2 ほどの額を占めております。これについては、建設事業実施者が、かかる費用の 2 分の 1、額にして 242 万 3,000 円を負担することで協議済みです。12 節委託料は平取高校寮新設工事の実施設計業務委託料として 1,512 万 5,000 円を追加するものです。これは、平取高校の存続のため道内外の生徒の受け入れを推進していくにあたり、寮の部屋数が不足することが見込まれることから、新たに寮の整備を行うための実施設計業務委託料を計上するものです。財源は、国庫補助金を 2 分の 1、756 万 2,000 円、地方債を 750 万円充

当し、残額の6万3,000円が一般財源となります。18節負担金、補助及び交付金640万円の追加です。これは民間賃貸共同住宅の整備要望が事業者からあったことから、1LDKの住宅1棟4戸、それを2棟分整備するための補助に必要な1,440万円と当初予算800万円の差額、640万円を補正しようとするものです。財源はふるさと応援基金より640万円繰り入れて充当します。続いて下段、2款3項1目戸籍住民基本台帳費、委託料108万2,000円の追加です。これは5月26日から戸籍の振り仮名記載が始まりましたが、施行日から1年を経過した日までに届け出がなかった戸籍については、市町村長が仮の振り仮名に基づき記録することとなっており、この業務を行うためのシステム改修が必要なため、この度補正しようとするものです。財源は全額国庫補助金を充当します。59ページをご覧ください。上段2款5項1目諸統計費177万7,000円の追加です。これは令和7年実施の国勢調査に係る道委託金が増額されたため、かかる経費を補正しようとするものです。1節報酬80万9,000円の追加です。これは国勢調査指導員及び調査員の報酬単価の増によるものです。10節需用費、消耗品費86万8,000円の追加です。これは用紙や事務機器用消耗品等を計上しております。13節使用料及び賃借料10万円の追加です。これは事務機器等使用料を計上しております。財源は全額道委託金を充当します。下段、3款1項1目社会福祉総務費132万7,000円の追加です。これは身体障害者等がその障害の除去や軽減のための、いわゆる自立支援医療を受けるにあたって、これまでは紙の受給者証を提示することによって、自己負担が軽減される公費医療費助成サービスを受けておりましたが、マイナ保険証を受給者証として利用できるようになることから、これに対応するため障害者福祉システムの改修を行うための補正と、令和7年10月から新たに創設される、障害者個々の能力や適性に合った就労先の選択を支援するサービスが開始されるためのシステム改修費を合計して計上しております。財源はそれぞれ2分の1の補助となる国庫補助金を充当し、残額は一般財源となります。60ページをお開きください。3款1項2目老人福祉費240万2,000円の減額です。これは、総務費一般管理費においてもご説明させていただきましたが、振内の生活支援ハウスきずなの運営方式が指定管理から直営に変更することに伴う補正となります。10節176万2,000円の計上ですが、これはまず消耗品費が食材費、施設管理用品等で36万円、燃料費は暖房用灯油代で60万円、食糧費は各種行事開催等の飲料代として3万円、光熱水費は水道料が11万4,000円、電気料が55万8,000円の合わせて67万2,000円、修繕料は施設や備品の修繕費として10万円を計上しております。11節役務費は電話料等の通信運搬費12万円、草刈りほか各種手数料14万円の合わせて26万円の計上です。12節委託料は指定管理委託料を624万1,000円の減額とし、配食業務の委託に154万5,000円、浄化槽維持管理委託に6万円、合わせて463万6,000円の減額としております。13節使用料及び賃借料は清掃用具の使用料として1万2,000円の計上で

す。１７節備品購入費は電話機や炊飯器等、施設用備品購入費として２０万円を計上しております。財源は利用者が負担する使用料２２９万５,０００円を充当し、残額は一般財源からの減額となります。６１ページをお開きください。上段、３款１項６目生活館費、１２節委託料４１３万６,０００円の追加です。これは荷負生活館整備事業について、本体の基本設計費を当初予算に計上しておりますが、アイヌ政策推進交付金計画において、外構工事の実施設計費を追加する枠が確保できる見通しとなり、そのことで工期の短縮と財政負担の軽減を図ることができることから、この度追加しようとするものです。財源は国庫補助金３３０万８,０００円、地方債８０万円を充当し、２万８,０００円が一般財源となります。下段、５款１項２目農業振興費、１８節負担金、補助及び交付金３９万８,０００円の追加です。これは今般の米不足の影響により、米の作付農家からの電気柵設置要望が多く、当初予算時に取りまとめた需要額を超過するものとなったことから、補正予算による支援が妥当と判断したことによるものです。財源は全額、一般財源となります。６２ページをお開きください。上段、６款１項２目商工振興費１６８万３,０００円の追加です。１８節負担金、補助及び交付金８２万６,０００円の追加ですが、これは起業化支援対策補助金について２件の申請があり、当初予算を超えるものとなりましたが、支援が必要と判断し、不足額の８２万６,０００円を追加しようとするものです。なお、申請業種は１件は電気工事業、もう１件は測量業です。２０節貸付金８５万７,０００円の追加です。これは中小企業特別融資資金貸付金について、新規で２件の融資申請があり、貸し付けに必要な預託金が当初予算を超えるものとなりましたので、貸し付けを行う金融機関への預託額を追加補正しようとするものです。財源は地方債８０万円、貸付金元金収入８５万７,０００円を充当し、残額２万６,０００円が一般財源となります。下段、６款１項３目地場産業振興費、１８節負担金、補助及び交付金１００万円の追加です。これは地場産業振興対策補助事業において、当初予算１件分に対して、２件の申請があり、２件とも支援が妥当と判断し、当初予算を上回る不足額を補正しようとするものです。財源はふるさと応援基金より１００万円繰り入れて充当します。６３ページをお開きください。９款２項１目小学校管理費、１０節需用費、修繕料２９９万２,０００円の追加です。これは紫雲古津小学校敷地内の電柱に設置されている電気設備について、経年劣化が進んでおり、これが原因となり民間を含む広範囲の長時間停電へと波及事故を引き起こす可能性があることが委託業者による定期点検で判明したため、早急な対応が必要と判断し、区分開閉器及び高圧ケーブルの更新を行うための費用を計上したものです。財源は全額一般財源となります。歳出については以上です。次に、歳入についてご説明いたしますので、５１ページをお開きください。上段、１４款１項２目民生使用料、６節生活支援ハウス使用料２２９万５,０００円の追加です。これは歳出、老人福祉費で説明の生活支援ハウス施設利用者による使用料収入で、入居者６名分として算出してあります。下段、１５款２項１目総務費国庫補助金、１節総務管理費補

助金 756万2,000円の追加です。これは歳出、企画費でご説明の平取高校寮新築工事の実施設計業務委託料の2分の1が新しい地方経済・生活環境創生交付金で交付されるものです。3節戸籍住民基本台帳費補助金108万2,000円の追加です。これは歳出、戸籍住民基本台帳費、補正額108万2,000円の財源となる社会保障・税番号制度システム整備費補助金を計上しております。52ページをお開きください。上段、15款2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金397万円の追加です。内訳は歳出、生活館費でご説明の荷負生活館外構工事実施設計委託料に充当するアイヌ政策推進交付金が事業費の8割の額で330万8,000円。社会福祉総務費でご説明の障害者福祉システムの改修費に係る、マイナ保険証等の利活用分の全額43万1,000円と就労先選択支援分の全額23万1,000円を計上しております。下段、16款3項1目総務費道委託金、4節統計調査費委託金177万7,000円の追加です。これは歳出、諸統計費、補正額177万7,000円の財源となる道委託金を計上しております。53ページをご覧ください。上段、19款1項4目1節平取町ふるさと応援基金繰入金740万円の追加です。これは歳出、企画費でご説明の民間賃貸共同住宅補助金の補正額640万円の財源として、また地場産業振興費の補正額100万円の財源としてふるさと応援基金繰入金を計上しております。下段、20款1項1目1節繰越金851万円の追加です。これは歳出の補正額から特定財源を差し引いた一般財源合計額851万円を繰越金に求めるものです。54ページをお開きください。上段、21款3項2目1節中小企業融資資金貸付金元金収入85万7,000円の追加です。これは歳出、商工振興費の20節、貸付金補正額85万7,000円については、貸し付けた全額が年度内に償還されるものとなります。下段、21款4項1目2節雑入242万3,000円の追加です。これは歳出、企画費、11節手数料でご説明の岩知志における太陽光パネル建設事業者に町が負担する手数料の2分の1を負担することとしたものを計上しております。55ページをお開きください。上段、22款1項1目1節総務債750万円の追加です。これは歳出、企画費12節でご説明の平取高校学生寮の補正額に係る補助残に対し、教育・福祉施設等整備事業債を充当するものです。下段、22款1項2目1節民生債80万円の追加です。これは歳出、生活館費でご説明の荷負生活館整備事業の補正額に係る補助残に対し、辺地対策事業債を充当するものです。56ページをお開きください。22款1項5目1節商工債80万円の追加です。これは歳出、商工振興費、18節でご説明の起業化支援対策補助金の補正額に対し、過疎対策事業債を充当するものです。事項別明細書のご説明については以上となります。続いて第2表、地方債補正についてご説明させていただきますので49ページをお開きください。平取高校学生寮整備事業については、この度の起債額750万円を追加し、荷負生活館改築事業については補正額の限度額240万円を限度額320万円とし、起業化支援対策については限度額100万円を180万円にそれぞれ変更し、限度額の合計としては補正前5億5,460万円のところ、

	補正後は５億６，３７０万円となります。６４ページには地方債現在高に関する調書を、６５、６６ページには給与費明細書を添付しており、本補正を反映したものとしておりますので、後ほどお読み取り願います。以上、議案第１０号のご説明をさせていただきましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
高山議長	説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。８番千葉議員。
８番 千葉議員	８番千葉です。ちょっと勉強のため教えてもらいたいなという箇所なんですけれども、５８ページにある、歳出の部分で平取高校学生寮の設計業務委託料、それから６１ページにあります荷負生活館の同じく設計業務委託料のことについて伺っておきたいと思います。ちょっと知識不足なのかもしれませんので中身を知りたいなと思ひまして質問してます。荷負生活館、それから平取高等学校の学生寮、どちらも規模は違うにしろ単体の建物だというふうに理解してますけれども、当然建物の大きさも違うし、設備内容も違ってくると思うんですけども、荷負生活館が４１３万円ほどの委託料、それから平取高等学校の学生寮は１，５１２万ということで３倍以上の違いがあるんですけども、私は単純に単体の建物はそんなに大きく設計委託料って変わらないものなのかなというふうに思っていたんですけど、この３倍以上の開きがある３．５倍ぐらいの開きがあるっていうのは、内訳としてどういう内容でこの設計委託料１，５１２万円になったのか勉強のため教えてください。
高山議長	建設水道課長。
建設水道 課長	はい、ありがとうございます。お答えさせていただきます。まず、平取高校学生寮の新築工事の実設計委託業務ですけれども、こちらにつきましては木造二階建ての一応８００平米程度の建物ということで想定をさせていただきまして、発注をさせていただいております。それでかかる金額が１，５１２万５，０００円ということで今計算をさせていただいております。荷負生活館、こちらのほうなんですけれども、こちらにつきましては、建物の設計につきましては、７月に発注済みでございます。外構工事とのですね設計費として、今回補正をさせていただいておりますので、設計の内容も、建物と土木工事というか、外構工事の部分ということで、今回は外構工事の分の補正となりますので４１３万６，０００円の計上をさせていただいているという中身となっておりますので、今回、設計の内容が全く違っているということでご理解いただければと思います。
高山議長	８番千葉議員。

8 番 千葉議員	私ちょっとその辺のことを理解しなかったもんですから。ってことは建物はまた別に設計業務委託料として計上して今後上げていくという形の理解でよろしいんですかね。
高山議長	建設水道課長。
建設水道 課長	はい、お答えさせていただきます。ちょっと説明が悪かったようで申し訳ございません。荷負生活館の建物の設計につきましては、7月の25日に発注済みでございます。皆様のほうにも、お知らせさせていただいているところかなと思いますので、また別立ての設計業務ということで、今回の補正とさせていただきます。
高山議長	8 番千葉委員。
8 番 千葉議員	ちょっと私も現在議運とかもちょっと関係してないんで質問しなくてちょっとわかんないところもあったんですけども、できれば外構工事のだったら外構工事の設計委託料というふうに括弧書きでもいいから、ちょっと付け加えてくれると非常にありがたかったなというふうに思ってます。それから、平取高校の場合、逆に言うところのほかに外構を工事含めて、また別の設計委託料でこれから計上されるという理解でよろしいんでしょうか。それとも全部入っての金額なんでしょうか、平取高校の場合、寮の場合。
高山議長	建設水道課長。
建設水道 課長	はい、お答えさせていただきます。平取高校の部分につきましては、大きな造りがないというか、外構がないということもありまして、この中で、建物の設計の中である程度イメージ的なものを作っていく形ぐらいと今イメージをしております。もし建物を設計する段階で土地の形状等をちょっとまだきちっとまだ何ですかね、想定はさせていただいてるんですけども、大きな外構の工事はないという想定の中で今回考えさせていただいてますので、この建物の設計の中で対応できる内容という判断で今回計上させていただきました。
高山議長	8 番千葉議員。
8 番 千葉議員	荷負のほうはですね、理解できましたけど生活館の方はね。平高の学生寮の場合、まだちょっと、今言った外構おっきな工事がないという説明でしたよね。それで、ひっくり返してトータルで1,510万って出した計上の算出の中身がそうなってくると、何ぼぐらい想定される外溝に関わるお金が計上されてるのか。

	その設計内容が明らかにしないとこれちょっとわかんないですよ。逆に言うと建物に想定されてる、設計業務委託料が果たして何ぼなのって聞きたくなっちゃうんですね。その辺ちょっともし答えられたら、最後をお願いします。
高山議長	建設水道課長。
建設水道課長	本当説明が悪くて申し訳ありません。今回のこの平取高校の寮の新築工事の実設計、これ建物設計ですね。こちらこの1,512万5,000円の中身としては、建物のみの設計となります。ですので外構は発生しないという今想定の中で、進めております。
高山議長	ほかに質疑ありませんか。4番木村議員。
4番木村議員	はい、4番木村です。今、千葉議員と同じところなんですけども、平取高校の寮についてなんですが、さっきの説明においては、まだ場所が決まっていないという話で、みどりが丘の部分でですね、室石の横かな。という本町の室石の横かどこか、この2点の説明を受けて、何も説明ないままですね、ここに予算計上されているんですけども、これはちょっとまずいんじゃないかなとちょっと思ってですね。あれから何も説明のないままこの予算計上しちゃうっていう考え方、これ議会軽視に当たるんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺の説明がなかったことについてちょっとまず一つお聞きしたいんですけど。
高山議長	まちづくり課長。
まちづくり課長	はい、お答え申し上げます。こちらにつきましては8月27日だと思うんですけど、総務文教常任委員会のほうで今回の実施設計についてご説明を申し上げてきたかなというふうに考えておりますので、その前に2回ほど、常任委員会と全員協議会のほうで説明をさせていただいたときに質問をいただきました中長期の展望を示せという部分と、あとその後の寮の運営費のシミュレーションっていうところで宿題をいただいてたかと思うんですけど、そこは8月常任委員会で説明をさせていただいたうえで、設計の話をさせていただいたと思います。あと6月の時に第2世代交付金を財源に実施設計のほう求めていくということと、9月の実績を入れたことで、9月ぐらいに補正になるということも、説明してきたということで、ご理解をいただければと思います。以上です。
高山議長	4番木村議員。
4番木村議員	総務の常任委員会でやったというのはわかりました。ただですね、これ合同常任委員会でやったという経緯がですね、これすごく重要なことなので、たしか

合同常任委員会でやるっていうことでやったと思うんですよ。それで、意見を出して、その後は単独の総務だけでやったっていう、その意味がちょっとわからないんですけど。何でやっぱり重要なことだから、合同常任委員会でやってくれっていうことで常任委員会開いたと思ったと、あの時合同常任委員会。そのあとは単独の総務常任委員会になってしまったっていう経緯がですね、ちょっと知りたいんですけど。

高山議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

自分からでよろしいですか。はい。こちらにつきましては、先ほど申し上げた中長期展望ですとか、その後の寮運営のシミュレーションっていう部分が、ほかの常任委員会のメンバーの方から、総務文教じゃない、産業厚生の方から、出された部分もあるので、合同か、両方の常任委員会で説明することはこちらとしては、できるっていうことで、議会のほうには、お話をさせていただいたうえで、総務文教常任委員会での説明というふうになったということでご理解いただければと思います。

高山議長

4 番木村議員。

4 番
木村議員

わかるようなわからないようなちょっと。これもすごく重要でやっぱり平取高校の存続については、これも賛否分かれてると思うんですよ、今の状況の中では。今までお金をかけてやっているこの状況が続けていくのが本当にいいのか。今この寮を建てるっていうことになってしまえば、これはもうずっと存続するというのが当たり前の状況になってきます。今平取高校にかけてる全体的なお金を見ればですね、町としてかなりの金額をかけてるっていう状況だったと思います。それで、やっぱりきちとしたその試算も出して、今後の計画なんかも出してくれっていうことで、あの時に話してたと思うんですよ。それで、その時にも町長にもですね、覚悟があるのかということ聞いて、なきや駄目なことだからやっていきたいっていう、いきたいっていう話は聞いてましたけども、やっていくんだって強い意志はあんまり変わってなかったと思います。それで、合同常任委員会でも言いましたけども、平取高校に来る子ども、入ってる、町内の子どもであればですね、子どもも町外に出ていく、出て高校に入る子どももですね、みんな同じ平取町民なんですよ。それで、要するに、合同常任委員会で見ましたけども、平取高校に入る子どもだけに、要するに、毎年、何十万補助してですね、町外に出て受けてる子、高校に通ってる子どもには何もないような状況っていうのが、これは平等なのかっていうことになると思うんですよ。やっぱ同じ町民としてですね、やっぱそこら辺はやっぱりどう考えていかなきゃならんのかなっていうのは、少しちょっとあの時にも言ったと思います。僕もですね、今孫が平取町内 5 人ほどいまして、1 人

は高校生でよそに出てますけども、合同常任委員会でも言いましたけど、基本的に今の平取高校存続に向けてのやり方は、金をただかけてるだけなんです。平取高校の魅力化には何にもつながってないと思っています。だからあの時に言ったのは、きちっと平取高校に入りたくなるような魅力化するっていうようなプランも考えなきゃ駄目なんじゃないのかっていうことを言ったと思います。それについての答えもまだ受けてません。やっぱりそういうのを何もなしにですね、ただむやみやたらに金をかけていけばいいのかっていうことが、やっぱりちょっと僕は不思議でならないんですよね、このことについては。何でそういう意見をきちっと伝えないでですね、こういうふうにして矢継ぎ早に物事を決めるの。確かに説明を受けました。来年度予算にするためにはここで通さなきゃならんという話も聞きましたけど、それにするにはきちっとした前段階の、要するに説明が必要だよっていうことは常々言ってたと思うので、総務文教でやったっていう、そこで言われてしまえば終わりなんですけど。ただやっぱり合同常任委員会でやった経緯もあるっていうことで、それが本当に丁寧なのかっていうこと。そこはやっぱりちょっとどうなのかなと思うんですけど、そこら辺は、どう考えてるのかちょっとお聞きしたい。

高山議長

町長。

町長

お答えさせます。ちょっと常任委員会の持ち方がですね、前の段階のものとちぐはぐしてしまったというようなこともあって、それについては私どもも、ぜひ合同常任会というなことで要請していけばよかったという意味では、反省しているところでございすけども。資料については全員に渡るようなことで、配慮した経緯もあるというところでございます。今ご質問にあった平取高校の存続のために、私も何度も言いますが、やっぱり町を維持可能な地域づくりのためには平取高校がぜひ存続しなければならないというのが条件だという私の認識がありまして、ご存じのとおり、今年、10名を切るともう存続できないというような状況になりましたので、お金のかけ方がちょっと乱暴過ぎるというような指摘はあえてお聞きしたいと思いたすけども、そういう状況の中でですね、いろんなある意味ある程度の予算を充当しながらやってきたというようなところもあって、今後これをやっぱり、ずっと今後、継続的に維持するための一つの大きな条件としてですね、寮の建築が必要だという認識でございまして、なかなかまだまだ魅力が足りないんじゃないかというようなご指摘もありますけども、今の高校とですね、教育委員会、町も含めて、いろいろスタッフの充実ですとかそういうのも考えながらですね、ぜひ魅力化に向けて、さらにこう進めていきたいというふうに思っております。で、平取高校の生徒にこれだけお金をかけて、ほかの高校に、平取高校に来ない生徒には全く何て言いますか町的な施策のですね、施しがないんじゃないかというご指摘ですけれども、それを平取高校の存続という意味でのですね、予算充当というふうに考えてい

ただければというふうに思ってます。そういったまだまだ、就学する生徒についてはまた違った意味での子育て支援とかですね、そういうものが必要ではないかなということで、以前常任委員会の中でも、ご意見いただいた後ですね、そういうのも検討しなければならないなというふうに思っております。なかなか1度にこういう大きな規模の予算を充当しなければならないということで、本当に結果として大丈夫なのかというご心配ですね、本当に受けさせていたいただきたいんですけども、やはり高校という教育機関をこの町からなくさないというそういう私の強い思いでありますので、なかなかダイレクトに強い思いが伝わらないということもありますけども、以前からですね、私の公約としても掲げておりましたし、今までも、継続的にそういった取り組みを進めてまいりましたので、今後いろんな何といいますか、ハードルなりですね、ご意見等があるかと思えますけども、それらも一つひとつクリアしながらですね、ぜひ進めさせていただければというふうに思っております。

高山議長

4 番木村議員。

4 番
木村議員

今の町長のお話はわかるんですけども、やっぱり僕もこの高校存続に向けては前の常任委員会でも言いましたけど、かれこれ10何年前に教育委員会のほうですね、存続に向けた委員会が立ち上がってその中のメンバーでもありました。その時からですね、もう、どうしたらいいんだろうと、その頃に決めたのは修学旅行のお金を出してやろうという話で、その時が決まって、またそのあと制服ですかね、制服も確かその時に決めたような気がします。それがずっとこう続いてきてるんですよ。もうその時から今の状況になるのも見えてて、もう10何年前からわかってることなんですよ。それが、シミュレーション的にどうなってんのかこれから先。確かに、町外から来る子がいますけども、どんどんどんどん町民が減っていく中で、子ども達もどんどん少子高齢化で子どもも減っていく平取町のこの状況の中で、本当にそれが正しいのかっていうことを、やっぱりきちっと考えていただきたい。前にも言いましたけども、僕は高校存続やるんなら思い切ってやったほうがいいってのは僕は思ってます。ただ、やるからには、今、町長おっしゃってましたけども、やっぱりそれなりの覚悟をもってですね、やるっていうような気持ちを持っていただきたい。それと今の平取高校存続に向かったの対策っていうんですかね、今、何か民間任せみたいになってるようなところもあるような、やはりもとの卒業生だとか、やっぱりそういう町民何人か入って、やっているとただ何か動いてるように見えてしまうっていうところもあって、今役場の平取高校に関わるお金に関しては確かにいろんな面からもお金が投入されていると思います。アイヌ施策からの部分も確かにそうですし、そのほかの部分もありますのでね、庁舎内においてもですね、しっかりそこら辺は平取高校は道立高校だからあんまり町として口出せないんだということではなくてですね、やっぱりこんだけ

お金かけてるんだから、庁舎内でプロジェクトチームつくってしっかり練っていかないと、これゆくゆくはね、こんだけお金掛けて実質誰がそれを決めてたのよってことになった場合、やっぱり責任の所存というのはなくなってしまうんですよね。そういう意味でやっぱり庁舎内でも、道立高校だからあんまり口出せないということではなくてですね、しっかりやっていただきたいなど。その中で、やっぱり責任はやっぱりきちっと町長が持って進めていくんだっていうぐらいなことではなければ、やはりかなりの金額、これ総合計画にも載ってないですよこれね、この金額ね。そういう状態の中でこんだけの金額が動いていくっていう総合計画って一体何なのかっていうことも、ありますのでね。そういうことも含めてしっかり総合計画無視してでもやるのであれば、やっぱりそれぐらいの気持ちを持ってですね、進めていくような体制を整えてやっていただきたいと思います。これは僕の要望なので、意見はよろしいですけども、ぜひともよろしく願いいたします。

高山議長

町長。

町長

はい、今、改めてご意見いただきましたので、庁舎内は無論ですね、教育委員会、それから高校、それから今まで存続のためにいろんな方のお力も借りてきたということもありますので、やっぱり一つの今までの経緯の反省としてまだまだ町民が高校を残そうという意識のですね、醸成みたいのがまだまだ足りないなというところも正直感じておりますので、そういった面とですね、やはり今、ハワイ旅行でアイヌ交付金等を活用させてやっておりますけども、それらのですね、やっぱりお金の掛け方とか、いろいろこう来る生徒の状況を見ながらですね、どういったものが本当に魅力化につながっていくんだというようなこともですね、都度検証しながらやってまいりたいというふうに思っておりますので、引き続き、ご尽力お願いしたいと思います。

高山議長

ほかに質疑ありませんか。3番松澤議員。

3番
松澤議員

今、木村議員が言ったことは本当にそのとおりだと思いますし、町長、町民がどのように考えているかっていうのをちょっと聞く機会もあったほうがよい、いいのかなと私常々ちょっと思っているところであります。それでそれちょっとさておいてですね、今平取高校学生寮の新築工事实施設設計業務委託料ということなんですけども、6月3日の説明の時に、2か所の候補地が挙げられてまして、そのあと、8月27日の説明で言われてますけども、私だけが知らないのかどちらに決まったかっていうことがちょっと私、覚えてないんですけども、どこかで私たちに、どちらかに決まったっていう説明あったでしょうか。

高山議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

はい。お答え申し上げます。どちらに決まったというお話は申し上げてございません。今想定している実施設計の部分では最初に説明した住民センターですね、びらとり義経塾の向かい側の土地を想定して進めております。6月のときにも、少し申し添えたと思うんですが、室石の裏の土地については民地でございますので、その部分でクリアしないと駄目な案件がございますので、相続等の関係でありまして、ちょっと確定ではないんですが、寄附採納のお話もいただいているので、候補地として考えたいということでございました。すいません、あの時の見せ方としては、6月に最初はですね、4月にお話しした時は、3月までに建てたいというお話でした。それでいくと建築確認申請の手続きを省略する必要があるかなということで、あくまで平屋建てということで、大きな土地が必要ということで、場所としてはちょっと住民センターの前しか考えられなかったという事情があります。ただ、そのあと実施設計を入れてしっかりやっていくということで6月で方針を改めさせていただいた時に、もう少し小さい土地でも、2階建てであれば建設が可能ということで、今可能性のある土地としてちょっと紹介をしたというところです。その辺ですねちょっと、伝わってない部分があったのは大変申し訳ないんですが、今想定としては、もうここに確定ではないですが、住民センターの前というところで進めさせていただいているということでご理解いただければと思います。

高山議長

ほかに質疑ありませんか。6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

6番崎廣です。今議論になってる部分については、みらい留学、職員の方、一生懸命やっています。それは私もじかに見てますし、高校の子ども達も一生懸命高校生活をエンジョイしてるし、高校に行ってみると本当に何か学祭にしても、授業にしても一生懸命やって、地域に溶け込もうっていう地域のために何かやろうっていう姿が見えてる。それが残念ながら、私たち議会だとか町民に見えてないっていうのがちょっと残念です。今朝私のメールにも今朝の北海道新聞を見て、高校の寮なんて聞いてないよっていう、どなたかわかりませんけれども入ってきましたんで、朝、まちづくり課のほうにはその旨お伝えをしたんですけども、その意見で一生懸命やってるのがなかなか見えてないっていうのは残念だっていう部分で、それですいません。商工振興費で起業化が出てるんですけども、電気工事と測量が2件ということなんですけども、これは地元の方ですか、それとも町外から入ってくる方なんでしょうか。

高山議長

観光商工課長。

観光商工課長

はい。お答えさせていただきます。新たに電気の工事の方と、測量業の方ということで、基本的に電気のほうについては、町外だったかなと思います。後ほ

ど、ごめんなさい書類のほう確認させてお答えさせていただきます。測量業の方は、もともと平取の方ということで伺っております。

高山議長

ほか、質疑ありませんか。5 番金谷議員。

5 番
金谷議員

5 番金谷ですけども、5 8 ページの平取高校の寮の関係なんですけど、8 月の 27 日に総務常任委員会で説明がありましたけども、その中には、中長期計画なりの試算を提出してくれというような要望をしてまいりました。それについてはそういうふうな形の中で説明を受けております。それで、その辺の形の中で、先ほども候補地 2 か所ということがありまして、室石の隣、それとみどりが丘の団地のほうというふうな形の中で説明を受けました。でも、どこに決定するようなどこに建てるかっていうことははっきりと示されなかったような感じがするんですけども、やはりそういうふうな形の中で、やはり議会もですね、この問題については十分理解した中で、やはり承認していきたいというふうには思いますんで、いま一度ですね、合同の説明会をですね、開けないのかというふうなことについて伺いたいんですが、どうでしょうか。

高山議長

副町長。

副町長

はい。私のほうからお答えさせていただきますけども、先ほど山田課長からも説明があったとおり、前回も合同だったんで、今回も合同というか、形で説明をしたいと、いうことでは町側としては言っていましたので、これをまた再度合同でやるってことはそれは可能だと思いますんで、要望があれば、開催をしたいと思います。

高山議長

5 番金谷議員。

5 番
金谷議員

今副町長のほうから答弁ありましたけども、ぜひですね、こういうこの問題はかなりやはり、木村議員も、ほかの議員もですね、高額な金額を町から出すというふうな形なんで、やはり皆さんそれと、町民もですね、わからない方もおりますんで、朝早くから私のところで新聞を見てですね、電話した、来た方もおります。その辺についてもですね、十分にやはりきちっと説明をしながらですね、納得した中でですね、やっていったほうがいいと思いますんで、その辺十分に考えていただければというふうに思っておりますんで、その辺よろしく願いいたします。

高山議長

ほか。なければ、質疑終了してもよろしいですか。4 番木村議員。

4 番

先の説明が本当あればありがたいんですけども、設計なので、本工事ではない

木村議員

ので、僕は今日通してもいいんじゃないかなと思ってます。その代わり、きちっとした説明なんか今聞いたらですね、こっちの手違いで合同常任委員会にならなかったってことがあって、本当僕も知らなかったのもので申し訳なかったなっていうのは思ってますけども、やっぱり議会のほうもですね、やっぱりきちっとこういう案件については、やっぱり合同でやっぱりきちっと進めるっていう認識を持ちながらですね、金額もかなり大きいし、今お2人の話もあったように町民の思いもかなり強い案件だと思ってます。そういうことなので、今日については、僕的にはですね、通してその代わりきちっと、今副町長がおっしゃったとおりですね、議会からの要望があれば丁寧に説明しますよっていうことでありますので、設計案立てるっていうことに向かってはですね、説明をきちっと受けてですね、進められればというふうにして思います。

高山議長

ほか、質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了し、採決に移ります。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第12、議案第10号、令和7年度平取町一般会計補正予算第6号は、原案のとおり可決しました。

日程第13、議案第12号、令和7年度平取町一般会計補正予算第7号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第12号につきまして、ご説明させていただきますので、追加配付させていただいた資料をお開きください。令和7年度平取町一般会計補正予算第7号の補正理由は、9月1日の豪雨により発生した災害について、その復旧費を補正しようとするものです。1ページをご覧ください。令和7年度平取町一般会計補正予算第7号は次に定めるところによります。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ970万円を追加し、予算の総額を、76億3,545万7,000円とし、款項の区分と金額は第1表に記載しております。また、地方債の変更は第2表、地方債補正によります。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き願います。上段、10款2項1目農業施設災害復旧費、10節需用費、修繕料360万円の追加です。これは、排水路4か所、農道1か所の復旧費を計上しております。財源は災害復旧債340万円、残額の20万円が一般財源となります。下段、10款2項2目林業施設災害復旧費、10節需用費、修繕料610万円の追加です。これは林道5か所の復旧費を計上しております。財源は災害復旧債39

0 万円、残額の 2 2 0 万円が一般財源となります。歳出については以上です。次に、歳入についてご説明いたしますので、5 ページをお開きください。上段、2 2 款 1 項 1 目 1 節繰越金についてです。これは歳出の補正額から特定財源を差し引いた一般財源合計額 2 4 0 万円を繰越金に求めるものです。下段、2 2 款 1 項 9 目災害復旧債、2 節農林水産業施設災害復旧事業債 7 3 0 万円の追加です。これは歳出、農業施設災害復旧費でご説明申し上げました修繕料に単独災害復旧事業債を起債しようとするものです。事項別明細書のご説明については以上となります。続いて第 2 表、地方債補正についてご説明させていただきますので、3 ページをお開きください。災害復旧事業については、本補正により限度額を 2, 9 6 0 万円とし、限度額の合計としては、補正前 5 億 6, 3 7 0 万円のところ、補正後は 5 億 7, 1 0 0 万円となります。7 ページには地方債現在高に関する調書を添付しており、本補正額を反映した現在高を記載しておりますので、後ほどお読み取り願います。以上、議案第 1 2 号のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。8 番千葉議員。

8 番
千葉議員

8 番千葉です。補正内容の金額とか項目についてではありません、質問。ただ、補正予算を今回最初に提出された第 6 号と一緒になぜできなかったのか。こういうタイムラグが起きて追加になったのかその経緯だけ教えてください。

高山議長

総務課長。

総務課長

今回補正については 3 本の提出とさせていただいており、特に災害復旧費につきまして、報告となったもの、それと別立てで追加補正をさせていただいたものとなりますが、これについてはそれぞれ災害が起きてから、早急に職員が見回って調査を開始するものですが、まず応急的にすぐに復旧しなければならないものを優先して復旧し、それが専決処分につながっております。それ以外に、調査した内容でそしてさらに復旧に関して積算が必要となるものについては一定の時間を要しております。今回の定例会の議案提出のタイミング、特に議会運営委員会から 1 週間前に議案が各議員の皆様にご覧いただくために送付する時間、そのようなもので、まずは議案第 6 号が先に、皆様のお手元に届いた形になります。その後災害復旧を整理して、今回の定例会に間に合わせたというのが追加議案となっております。そのようなことでタイムラグによって議案が分かれてしまったことをおわび申し上げますが、今後とも、災害復旧に関しては、どうしてもこのようなことが生じてまいりますので、その点、何とぞご容赦いただければと思います。以上です。

高山議長	8 番千葉議員。
8 番 千葉議員	8 番千葉です。今総務課長言ってること、理解はしてるんですよ私もね。ただ、我々議運の中でどういう説明したのか私ちょっとわかんないんですけども、我々一般の議員にしてみたらやっぱりこういうような状況が起きてるので、後ほど追加として上げる可能性がありますとか、何らかのやっぱり前置きは必要だと思っうんですね、議会の中でも。当日もらってやっぱり補正予算ですから、それで審議していくってことはあんまり私は議会の中においてはふさわしいやり方ではないのかなというふうに考えてますけども。こういうこと起きるってこと自体は理解してますけども、やはりそれであれば、そういう追加議案という形でね、今後出る形をとりますのでっていうぐらいな形で詳細は後になりますけどぐらいな説明あっていいと思っうんですけどその辺どうでしょうか、考え方として。
高山議長	総務課長。
総務課長	ただいまお話承りましたのでそのような前提がある場合は議会事務局にお伝えし円滑な運営となるように、努めていきたいと思っております。ただし、今回の議案が当日配付になったということは私ども知れないことで事前に提出させていただきまししたし、電子送付が今回は可能ということでしたので、議案提出は数日前に提出させていただいておるところでございます。
高山議長	ほかに質疑ありませんか。 (質疑なしの声) 質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論ありませんか。 (討論なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手) 挙手多数です。したがって、日程第 13、議案第 12 号、令和 7 年度平取町一般会計補正予算第 7 号は、原案のとおり可決しました。 休憩します。再開は 1 時ということで、よろしくお願いします。
	(休 憩 午前 11 時 46 分) (再 開 午後 1 時 00 分)
高山議長	それでは再開いたします。午前に引き続き、日程第 14、議案第 11 号、令和

7 年度平取町介護保険特別会計補正予算第 1 号を議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第 11 号、令和 7 年度平取町介護保険特別会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。67 ページをお開きください。令和 7 年度平取町介護保険特別会計補正予算第 1 号は次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正であります、第 1 条は歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,122 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 5 億 8,622 万 2,000 円とするものでございます。第 2 項は、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正によるものでございます。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、71 ページをお開きください。今回の補正の目的は、令和 6 年度分の国庫負担額等の額が確定したことに伴い、超過分を返還するものでございます。まず、6 款 1 項 2 目償還金、22 節償還金利子及び割引料 1,122 万 2,000 円を追加いたします。令和 6 年度に概算交付されました介護給付費、地域支援事業費など負担金の額が確定したことに伴い、今回、国、道、社会保険診療報酬支払基金にそれぞれ超過分を返還するものでございます。次に歳入についてご説明いたしますので、70 ページをご覧ください。8 款 1 項 1 目繰越金、1 節繰越金、1,122 万 2,000 円を追加いたします。71 ページの歳出で説明いたしました、返還金の財源を令和 6 年度の繰越金に求めるものでございます。以上で議案第 11 号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第 14、議案第 11 号、令和 7 年度平取町介護保険特別会計補正予算第 1 号は、原案のとおり可決しました。

日程第 15、認定第 1 号、令和 6 年度平取町国民健康保険病院特別会計及び令和 6 年度平取町簡易水道事業会計決算認定について、日程第 16、認定第 2 号、令和 6 年度平取町一般会計及び令和 6 年度各特別会計決算認定について、以上 2 件を一括議題とします。監査委員からの意見書並びに決算資料は、お手元に配付したとおりです。お諮りします。認定第 1 号、令和 6 年度平取町国民健康保険病院特別会計及び令和 6 年度平取町簡易水道事業会計決算認定、認定第 2

号、令和 6 年度平取町一般会計及び令和 6 年度各特別会計決算認定については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、認定第 1 号及び認定第 2 号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。特別委員の選任につきましては、議会の運営に関する基準 1 1 1 により、特別委員会設置の議決の当日行い、決算審査特別委員については、先例 1 により監査委員を除く全議員としております。このことから、監査委員を除く 8 名の議員を決算審査特別委員に指名します。以上のとおり指名することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員は、議長が指名したとおりと決定しました。また、この決算審査を行うため、本議会は地方自治法第 9 8 条第 1 項の権限を、決算審査特別委員会に委任することを決議したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、平取町議会は、地方自治法第 9 8 条第 1 項の権限を、決算審査特別委員会に委任することを決議しました。

休憩いたします。直ちに議員・委員控室において、決算審査特別委員会の開催を求めます。再開は決算審査特別委員会終わり次第ということにしたいと思います。

（休 憩 午後 1 時 0 6 分）

（再 開 午後 1 時 1 0 分）

高山議長

それでは再開いたします。

休憩中に開催された特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果について報告します。決算審査特別委員長には、3 番松澤委員、副委員長には、4 番木村委員。以上のとおり互選された旨、報告がありました。よろしく願いをいたします。

日程第 1 7、報告第 2 号、令和 6 年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第 2 号、令和 6 年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について、ご説明申し上げますので、議案の 9 8 ページを、お開き願います。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第 3 条第 1 項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率に関して、議会に報告するものであります。9 9 ページをご覧ください。上段の健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質

赤字比率については、ともに黒字のため、算定されておりません。なお、表の括弧内の数値は、早期健全化基準値を表しております。実質公債費比率からご説明いたします。実質公債費比率は、一般会計のほか、病院、水道などの公営企業、衛生組合や消防などの一部事務組合も含めた元利償還金など、公債費に係る一般財源額の標準財政規模に対する割合を示したもので、令和４年度から６年度までの３か年平均値となっております。この比率が、１８パーセント以上になる地方公共団体は、地方債を発行する時に国の許可が必要となりますが、令和６年度における平取町の実質公債費比率は、３か年平均で９．３パーセントとなりました。前年度と比較すると０．８ポイントの増となっております。続いて将来負担比率ですが、これも一般会計のほか、公営企業、一部事務組合も含めた、将来負担すべき実質的な負債の大きさを、標準財政規模に対する比率で表したもので、地方債残高や、将来支払っていく可能性のある負担等の残高を指標化したものであります。この比率が３５０パーセント以上となる地方公共団体は、早期健全化団体に指定されることになります。令和６年度における平取町の将来負担比率は、４４．８パーセントとなっており、前年度から７．４ポイントマイナスとなっております。続いて、下段の資金不足比率であります。これは、公営企業会計ごとの資金の不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較したもので、経営状態の悪化の度合いを指標化したものです。今回、平取町が報告する公営企業会計は、国民健康保険病院特別会計と簡易水道事業会計の２会計であります。令和６年度における資金不足比率は、国民健康保険病院特別会計で９．３パーセント、簡易水道事業会計は算定されておりません。以上、報告第２号についての報告とさせていただきます。

高山議長

本件については、議会の意思決定を要する事件ではありませんので、質疑を行って終了したいと思いますけれども、質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。以上で、日程第１６、報告第２号、令和６年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを終わりたいと思います。

日程第１８、承認第１号、平取町議会議員の公務出張に係る派遣承認についてを議題とします。お諮りします。別紙のとおり、関係議員を公務出張、派遣することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、日程第１８、承認第１号については、別紙のとおり関係議員を公務出張、派遣することに決定しました。

休憩します。

（休憩 午後 １時１４分）

（再開 午後 １時１７分）

高山議長

再開します。お諮りします。

承認第2号、閉会中の継続調査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、承認第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、承認第2号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。議会運営委員長、各常任委員長及び特別委員長から、それぞれの委員会における所管事務調査について、閉会中に継続調査を実施したい旨申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりです。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続調査を実施することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続調査を実施することに決定しました。

本定例会に付された事件の審議状況を報告します。

議案12件で、同意1件、原案可決11件、認定2件で、特別委員会付託2件、報告2件で、承認1件、報告1件、承認2件で、決定2件となっております。以上で、全日程を終了しましたので、令和7年第8回平取町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（閉 会 午後 1時19分）